

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成30年11月21日
【四半期会計期間】	第98期第2四半期(自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日)
【会社名】	株式会社 福岡中央銀行
【英訳名】	THE FUKUOKA CHUO BANK , LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 古 村 至 朗
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092-751-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 石 塚 昭 二
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092-751-4431(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 石 塚 昭 二
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第96期中	第97期中	第98期中	第96期	第97期
決算年月		平成28年 9 月	平成29年 9 月	平成30年 9 月	平成29年 3 月	平成30年 3 月
経常収益	百万円	4,898	4,818	4,904	9,698	9,609
経常利益	百万円	420	693	512	1,009	1,311
中間純利益	百万円	269	481	290	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	705	868
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
発行済株式総数	千株	27,371	27,371	2,737	27,371	2,737
純資産額	百万円	27,768	28,490	28,829	28,019	28,898
総資産額	百万円	509,883	535,499	526,613	517,033	523,609
預金残高	百万円	461,180	469,476	473,786	449,124	457,001
貸出金残高	百万円	362,509	365,757	370,518	367,905	374,446
有価証券残高	百万円	103,731	94,629	89,096	94,957	90,488
1株当たり純資産額	円	10,250.40	10,517.56	10,645.08	10,343.47	10,669.80
1株当たり中間純利益	円	99.55	177.69	107.19	—	—
1株当たり当期純利益	円	—	—	—	260.48	320.46
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	25.00	5.00	27.50
自己資本比率	%	5.44	5.32	5.47	5.41	5.51
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	17,751	17,582	7,468	19,788	4,247
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	7,458	399	890	1,073	4,164
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	95	67	68	163	136
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	31,452	59,865	50,022	41,952	41,732
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	535 [71]	514 [72]	488 [78]	503 [72]	491 [72]

- (注) 1. 当行は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしていません。
4. 平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益及び1株当たり当期純利益は、第96期(平成29年3月)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないため記載していません。
6. 第97期(平成30年3月)の1株当たり配当額27.50円は、中間配当額2.50円と期末配当金25.00円の合計となります。なお、平成29年10月1日を効力発生日として普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしましたので、中間配当額2.50円は当該株式併合前の配当額、期末配当額25.00円は当該株式併合後の配当額となります。
7. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社については、該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の分析

当第2四半期累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、株式等売却益の増加等によるその他経常収益の増加を主因に前年同期比86百万円増加し49億4百万円となりました。

一方、経常費用は、与信関係費用の増加等によるその他経常費用の増加を主因に前年同期比2億66百万円増加し43億91百万円となりました。

その結果、経常利益は前年同期比1億81百万円減少の5億12百万円となり、中間純利益につきましても、前年同期比1億91百万円減少の2億90百万円となりました。

財政状態の分析

(主要勘定の状況)

当第2四半期末の主要勘定残高につきましては、預金及び譲渡性預金は、前事業年度末比140億49百万円増加の4,822億71百万円となりました。貸出金につきましては、前事業年度末比39億28百万円減少の3,705億18百万円となりました。有価証券につきましては、前事業年度末比13億92百万円減少の890億96百万円となりました。

(資産、負債および純資産の状況)

資産につきましては、現金預け金等の増加により、前事業年度末比30億4百万円増加の5,266億13百万円となりました。

負債につきましては、預金等の増加により、前事業年度末比30億73百万円増加の4,977億84百万円となりました。

純資産につきましては、その他有価証券評価差額金等の減少により、前事業年度末比69百万円減少の28億29百万円となりました。

なお、当行は銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明)

国内業務部門では、資金運用収支は3,910百万円、役務取引等収支は 21百万円、その他業務収支は0百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は2百万円、役務取引等収支は1百万円、その他業務収支は3百万円となりました。

合計では、資金運用収支は3,913百万円、役務取引等収支は 19百万円、その他業務収支は3百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期累計期間	3,911	2	3,913
	当第2四半期累計期間	3,910	2	3,913
うち資金運用収益	前第2四半期累計期間	4,081	3	4,083 ¹
	当第2四半期累計期間	4,035	3	4,038 ⁰
うち資金調達費用	前第2四半期累計期間	169	1	169 ¹
	当第2四半期累計期間	125	0	125 ⁰
役務取引等収支	前第2四半期累計期間	22	1	21
	当第2四半期累計期間	21	1	19
うち役務取引等収益	前第2四半期累計期間	503	2	506
	当第2四半期累計期間	504	2	507
うち役務取引等費用	前第2四半期累計期間	526	1	527
	当第2四半期累計期間	526	1	527
その他業務収支	前第2四半期累計期間	0	2	2
	当第2四半期累計期間	0	3	3
うちその他業務収益	前第2四半期累計期間	0	2	2
	当第2四半期累計期間	0	3	3
うちその他業務費用	前第2四半期累計期間	—	—	—
	当第2四半期累計期間	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明)

役務取引等収益は、507百万円となりました。

役務取引等費用は、527百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期累計期間	503	2	506
	当第2四半期累計期間	504	2	507
うち預金・貸出業務	前第2四半期累計期間	58	—	58
	当第2四半期累計期間	59	—	59
うち為替業務	前第2四半期累計期間	170	2	172
	当第2四半期累計期間	171	2	174
うち証券関連業務	前第2四半期累計期間	86	—	86
	当第2四半期累計期間	70	—	70
うち代理業務	前第2四半期累計期間	37	—	37
	当第2四半期累計期間	36	—	36
うち保護預り 貸金庫業務	前第2四半期累計期間	20	—	20
	当第2四半期累計期間	20	—	20
うち保証業務	前第2四半期累計期間	1	—	1
	当第2四半期累計期間	0	—	0
役務取引等費用	前第2四半期累計期間	526	1	527
	当第2四半期累計期間	526	1	527
うち為替業務	前第2四半期累計期間	39	1	41
	当第2四半期累計期間	40	1	41

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期会計期間	469,408	68	469,476
	当第2四半期会計期間	473,723	63	473,786
うち流動性預金	前第2四半期会計期間	192,295	63	192,358
	当第2四半期会計期間	199,543	57	199,601
うち定期性預金	前第2四半期会計期間	276,240	5	276,246
	当第2四半期会計期間	272,163	5	272,169
うちその他	前第2四半期会計期間	872	—	872
	当第2四半期会計期間	2,015	—	2,015
譲渡性預金	前第2四半期会計期間	11,323	—	11,323
	当第2四半期会計期間	8,485	—	8,485
総合計	前第2四半期会計期間	480,732	68	480,800
	当第2四半期会計期間	482,208	63	482,271

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第 2 四半期会計期間		当第 2 四半期会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	365,757	100.00	370,518	100.00
製造業	15,446	4.22	15,930	4.30
農業，林業	132	0.04	417	0.11
漁業	38	0.01	2	0.00
鉱業，採石業，砂利採取業	1,043	0.28	1,406	0.38
建設業	42,776	11.70	46,313	12.50
電気・ガス・熱供給・水道業	5,731	1.57	5,816	1.57
情報通信業	2,409	0.66	2,257	0.61
運輸業，郵便業	9,655	2.64	9,707	2.62
卸売業，小売業	39,679	10.85	40,823	11.02
金融業，保険業	8,943	2.44	8,140	2.20
不動産業，物品賃貸業	87,568	23.94	84,291	22.75
各種サービス業	49,353	13.49	51,948	14.02
地方公共団体	19,626	5.37	19,623	5.29
その他	83,352	22.79	83,837	22.63
国際業務部門	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
農業，林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業，郵便業	—	—	—	—
卸売業，小売業	—	—	—	—
金融業，保険業	—	—	—	—
不動産業，物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	365,757	—	370,518	—

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引であります。国際業務部門は国内店の外貨建取引で、該当はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、主に営業活動によるキャッシュ・フローのプラスにより82億90百万円増加し、当四半期末残高は、500億22百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において営業活動における資金は、74億68百万円のプラスとなりました。
これは主に、預金の純増等によるもので、前第2四半期累計期間に比べ101億14百万円減少しました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において投資活動における資金は、8億90百万円のプラスとなりました。
これは主に、有価証券の償還による収入等によるもので、前第2四半期累計期間に比べ4億91百万円増加しました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間において財務活動における資金は、68百万円のマイナスとなりました。
これは主に、配当金の支払額等によるもので、前第2四半期累計期間に比べ1百万円減少しました。

(3) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期累計期間において、当行の経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等に重要な変更はありません。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	平成30年9月30日
1.自己資本比率(2/3)	7.40
2.単体における自己資本の額	214
3.リスク・アセットの額	2,904
4.単体総所要自己資本額	116

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成29年9月30日	平成30年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	75	74
危険債権	57	51
要管理債権	17	15
正常債権	3,510	3,567

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成30年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成30年11月21日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,737,160	同左	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式で、単元株式数は100株であります。
計	2,737,160	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成30年7月1日～ 平成30年9月30日	—	2,737	—	2,500	—	1,203

(5) 【大株主の状況】

平成30年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	402	14.85
日本トラスティ・サービス 信託銀行 株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	211	7.80
福岡中央銀行行員持株会	福岡市中央区大名二丁目12番1号	188	6.95
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	151	5.61
株式会社 宮崎太陽銀行	宮崎市広島二丁目1番31号	133	4.92
西部瓦斯 株式会社	福岡市博多区千代一丁目17番1号	133	4.91
西日本鉄道 株式会社	福岡市中央区天神一丁目11番17号	124	4.59
株式会社 豊和銀行	大分市王子中町4番10号	114	4.21
株式会社 南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	111	4.10
学校法人 帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	64	2.39
計	—	1,635	60.38

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 211千株

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成30年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 28,900	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,685,900	26,859	—
単元未満株式	普通株式 22,360	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,737,160	—	—
総株主の議決権	—	26,859	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

2. 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式1株が含まれております。

【自己株式等】

平成30年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目 12番1号	28,900	—	28,900	1.05
計	—	28,900	—	28,900	1.05

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1．当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。

2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成30年4月1日 至平成30年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

なお、従来、当行が監査証明を受けている新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日に名称を変更し、EY新日本有限責任監査法人となりました。

4．当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成30年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成30年 9 月30日)
資産の部		
現金預け金	6 41,736	6 50,027
有価証券	6 90,488	6 89,096
貸出金	1, 2, 3, 4, 5, 7 374,446	1, 2, 3, 4, 5, 7 370,518
外国為替	265	187
その他資産	4,859	5,062
その他の資産	6 4,859	6 5,062
有形固定資産	8, 9 13,564	8, 9 13,534
無形固定資産	482	602
前払年金費用	1,566	1,682
支払承諾見返	176	179
貸倒引当金	3,977	4,277
資産の部合計	523,609	526,613
負債の部		
預金	6 457,001	6 473,786
譲渡性預金	11,221	8,485
債券貸借取引受入担保金	6 20,930	6 10,383
その他負債	2,194	1,841
未払法人税等	218	198
リース債務	24	22
資産除去債務	10	10
その他の負債	1,941	1,610
役員退職慰労引当金	185	205
睡眠預金払戻損失引当金	140	148
繰延税金負債	983	875
再評価に係る繰延税金負債	8 1,878	8 1,878
支払承諾	176	179
負債の部合計	494,711	497,784
純資産の部		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金	1,203	1,203
資本準備金	1,203	1,203
利益剰余金	17,102	17,324
利益準備金	1,396	1,396
その他利益剰余金	15,705	15,928
固定資産圧縮積立金	528	526
別途積立金	14,125	14,825
繰越利益剰余金	1,052	576
自己株式	125	125
株主資本合計	20,680	20,902
その他有価証券評価差額金	3,963	3,673
土地再評価差額金	8 4,253	8 4,253
評価・換算差額等合計	8,217	7,927
純資産の部合計	28,898	28,829
負債及び純資産の部合計	523,609	526,613

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
経常収益	4,818	4,904
資金運用収益	4,083	4,038
(うち貸出金利息)	3,486	3,433
(うち有価証券利息配当金)	584	593
役務取引等収益	506	507
その他業務収益	2	3
その他経常収益	226	354
経常費用	4,125	4,391
資金調達費用	169	125
(うち預金利息)	167	123
役務取引等費用	527	527
営業経費	1, 2 3,252	1, 2 3,193
その他経常費用	3 175	3 546
経常利益	693	512
特別損失	10	3
固定資産処分損	1	3
減損損失	8	-
税引前中間純利益	682	508
法人税、住民税及び事業税	92	202
法人税等調整額	108	15
法人税等合計	201	218
中間純利益	481	290

(3) 【中間株主資本等変動計算書】
前中間会計期間(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,500	1,203	1,396	532	13,525	915	16,369	123	19,949
当中間期変動額									
剰余金の配当						67	67		67
中間純利益						481	481		481
自己株式の取得								0	0
固定資産圧縮積立金 の取崩				2		2	—		—
別途積立金の積立					600	600	—		—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	2	600	184	413	0	413
当中間期末残高	2,500	1,203	1,396	530	14,125	731	16,783	123	20,363

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,816	4,253	8,069	28,019
当中間期変動額				
剰余金の配当				67
中間純利益				481
自己株式の取得				0
固定資産圧縮積立金の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	57	—	57	57
当中間期変動額合計	57	—	57	471
当中間期末残高	3,873	4,253	8,127	28,490

当中間会計期間(自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計		
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,500	1,203	1,396	528	14,125	1,052	17,102	125	20,680
当中間期変動額									
剰余金の配当						67	67		67
中間純利益						290	290		290
自己株式の取得								0	0
固定資産圧縮積立金 の取崩				2		2	—		—
別途積立金の積立					700	700	—		—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	—	—	—	2	700	475	222	0	222
当中間期末残高	2,500	1,203	1,396	526	14,825	576	17,324	125	20,902

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,963	4,253	8,217	28,898
当中間期変動額				
剰余金の配当				67
中間純利益				290
自己株式の取得				0
固定資産圧縮積立金 の取崩				—
別途積立金の積立				—
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	290	—	290	290
当中間期変動額合計	290	—	290	68
当中間期末残高	3,673	4,253	7,927	28,829

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	682	508
減価償却費	180	180
減損損失	8	-
貸倒引当金の増減()	93	300
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	156	20
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	7	7
資金運用収益	4,083	4,038
資金調達費用	169	125
有価証券関係損益()	93	119
為替差損益(は益)	0	0
固定資産処分損益(は益)	1	3
貸出金の純増()減	2,147	3,927
預金の純増減()	20,352	16,785
譲渡性預金の純増減()	2,106	2,736
債券貸借取引受入担保金の純増減()	160	10,546
外国為替(資産)の純増()減	1	78
資金運用による収入	4,082	4,103
資金調達による支出	140	160
その他	2,975	750
小計	17,807	7,691
法人税等の支払額	225	222
営業活動によるキャッシュ・フロー	17,582	7,468
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,668	2,189
有価証券の売却による収入	657	289
有価証券の償還による収入	2,533	3,067
有形固定資産の取得による支出	78	134
有形固定資産の除却による支出	0	0
無形固定資産の取得による支出	44	140
投資活動によるキャッシュ・フロー	399	890
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	67	67
自己株式の取得による支出	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	67	68
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	17,913	8,290
現金及び現金同等物の期首残高	41,952	41,732
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 59,865	¹ 50,022

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券のうち株式については原則として中間決算期末月1カ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、債券等については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：6年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割りいた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当中間会計期間末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
破綻先債権額	293百万円	537百万円
延滞債権額	12,342百万円	11,995百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	一百万円	一百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
貸出条件緩和債権額	1,683百万円	1,575百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
合計額	14,319百万円	14,109百万円

なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
	7,333百万円	6,360百万円

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	21,108百万円	10,607百万円
預け金	4百万円	4百万円
計	21,112百万円	10,611百万円
担保資産に対応する債務		
預金	305百万円	576百万円
債券貸借取引受入担保金	20,930百万円	10,383百万円

上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
有価証券	16,348百万円	16,125百万円

また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金及び保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
中央清算機関差入証拠金	3,911百万円	4,000百万円
保証金	6百万円	6百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替等はありません。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
融資未実行残高	25,974百万円	25,993百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	22,947百万円	23,181百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について、地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
2,829百万円	2,190百万円

9. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
減価償却累計額	7,500百万円	7,585百万円

(中間損益計算書関係)

1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
給料・手当	1,651百万円	1,645百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
有形固定資産	158百万円	160百万円
無形固定資産	21百万円	20百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
貸倒引当金繰入額	51百万円	362百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	(注) 2
合 計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	282	0	—	282	(注) 1, 2
合 計	282	0	—	282	

(注) 1. 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 平成29年10月 1 日付で普通株式10株を 1 株とする株式併合を実施いたしました。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	67	2.50	平成29年 3 月31日	平成29年 6 月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年11月24日 取締役会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成29年 9 月30日	平成29年12月 5 日

(注) 1株当たり配当額については、基準日が平成29年 9 月30日であるため、平成29年10月 1 日付の株式併合は加味しておりません。

当中間会計期間(自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	2,737	—	—	2,737	
合 計	2,737	—	—	2,737	
自己株式					
普通株式	28	0	—	28	(注)
合 計	28	0	—	28	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	67	25.00	平成30年 3 月31日	平成30年 6 月29日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成30年11月21日 取締役会	普通株式	67	その他 利益剰余金	25.00	平成30年 9 月30日	平成30年12月 5 日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)
現金預け金勘定	59,869百万円	50,027百万円
定期預け金(預入期間3ヵ月超)	4 "	4 "
現金及び現金同等物	59,865 "	50,022 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として車両であります。

リース資産の減価償却方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前事業年度(平成30年3月31日)

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	41,736	41,736	0
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
其他有価証券	89,414	89,414	—
(3) 貸出金	374,446		
貸倒引当金(＊)	3,812		
	370,633	375,053	4,419
資産計	501,785	506,204	4,419
(1) 預金	457,001	457,243	242
(2) 譲渡性預金	11,221	11,221	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	20,930	20,930	—
負債計	489,153	489,395	242
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間(平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	50,027	50,027	0
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他の有価証券	88,072	88,072	—
(3) 貸出金	370,518		
貸倒引当金(＊)	4,100		
	366,418	370,562	4,144
資産計	504,517	508,661	4,144
(1) 預金	473,786	473,975	188
(2) 譲渡性預金	8,485	8,485	0
(3) 債券貸借取引受入担保金	10,383	10,383	—
負債計	492,655	492,844	188
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。公募投資信託は公表されている基準価格、私募投資信託は証券会社等より入手する基準価格又は純資産価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日(決算日)における中間貸借対照表(貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日(決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 債券貸借取引受入担保金

債券貸借取引受入担保金は、残存期間が短期間(3ヵ月以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	727	733
組合出資金(*3)	346	290
合 計	1,073	1,024

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 前事業年度及び当中間会計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 中間貸借対照表(貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」は、該当ありません。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(平成30年 3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	株式	8,173	4,502	3,670
	債券	66,045	63,778	2,267
	国債	43,448	41,627	1,820
	地方債	2,505	2,455	50
	社債	20,091	19,695	396
	その他	2,429	2,260	169
	小計	76,648	70,541	6,107
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	株式	1,137	1,422	284
	債券	6,761	6,767	6
	国債	—	—	—
	地方債	855	857	1
	社債	5,905	5,910	5
	その他	4,867	4,953	85
	小計	12,766	13,142	376
合計		89,414	83,683	5,731

当中間会計期間(平成30年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	7,938	4,289	3,648
	債券	62,703	60,849	1,854
	国債	43,122	41,621	1,500
	地方債	2,295	2,254	40
	社債	17,286	16,973	312
	その他	5,042	4,789	253
	小計	75,684	69,928	5,756
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	1,184	1,515	330
	債券	7,502	7,509	6
	国債	—	—	—
	地方債	1,198	1,201	2
	社債	6,303	6,308	4
	その他	3,700	3,801	101
	小計	12,387	12,826	439
合計		88,072	82,755	5,317

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間会計期間(事業年度)の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

前事業年度及び当中間会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付等)、過去の一定期間における時価の推移等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表(貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。
前事業年度(平成30年 3 月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	5,731
その他有価証券	5,731
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	1,767
その他有価証券評価差額金	3,963

当中間会計期間(平成30年 9 月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	5,317
その他有価証券	5,317
その他の金銭の信託	—
()繰延税金負債	1,643
その他有価証券評価差額金	3,673

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
期首残高	9百万円	10百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円	—百万円
時の経過による調整額	0百万円	0百万円
資産除去債務の履行による減少額	—百万円	—百万円
期末残高	10百万円	10百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 9 月30日)

1．サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 9 月30日)

1．サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

関連会社がないため記載しておりません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前事業年度 (平成30年3月31日)	当中間会計期間 (平成30年9月30日)
1株当たり純資産額		10,669円80銭	10,645円08銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	28,898	28,829
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	28,898	28,829
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	2,708	2,708

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1株当たり中間純利益		177円69銭	107円19銭
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	481	290
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	481	290
普通株式の期中平均株式数	千株	2,708	2,708

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

2. 平成29年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施いたしました。1株当たり中間純利益は、前事業年度の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して算出しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成30年11月21日開催の取締役会において、第98期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	67百万円
1株当たりの中間配当金	25円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年11月20日

株式会社福岡中央銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊 加 井 真 弓

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第98期事業年度の中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成30年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。